

議員定数・議員報酬の 見直し検討結果報告

議員定数・報酬検討特別委員会

令和3年10月

1. はじめに

本町議会では、平成28年7月に当時の議長から議員定数及び議員報酬について諮問がされ、平成30年2月にいずれも現状維持との答申がされたところである。

その後、平成31年3月に町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会より、「町村議会の議員報酬のあり方最終報告」が出され、また、本町議会においては、令和元年5月臨時会の議長選挙にて、所信表明演説で議員定数・報酬の見直しについて言及した立候補者が議長に当選した。

これらのことを踏まえ、令和元年6月21日開催の議会運営委員会にて、「町村議会の議員報酬のあり方最終報告」を議題として取り上げ、議員定数・報酬について議会運営委員会で検討することが提案された。

その後の協議を経て、令和2年5月臨時会において特別委員会を設置することを決定し、令和3年度中に特別委員会としての結論を出すことを目標に検討を始めた。

2. 検討の方法

令和2年5月の臨時会にて6名で構成される特別委員会を設置した。この特別委員会では議員定数、議員報酬のほか、議会基本条例、議会会議規則及び意見交換会等実施要綱の見直しについても検討することになったので、3つのテーマごとに2名の担当委員を割り当てることとした。

令和2年度は会議ごとに委員それぞれが調査した内容等を報告し、それについて意見を出し合い議論を行った。

令和3年度は議員定数、議員報酬の見直しについて、会議で議論された内容を整理して特別委員会としての結論をまとめることとした。

なお、議会基本条例等の見直しについては令和2年度中に結論を出し、令和3年3月定例会において一部改正の条例等を可決している。

3. 委員会での議論の内容

各委員から出された意見を整理すると概ね次のとおりとなる。

(1) 議員定数

議員定数については、議論のできる人数、議会運営機能の面から現状維持という意見が多く、無投票選挙や定数割れが生じたときに改めて検討してはとの意見も聞かれた。

①現状維持

- ・ 議論のできる現状の15人が妥当
- ・ 増やすことは理解を得られず、減らしたら再び増やすことは不可能に近い
- ・ 減らすと見方、考え方が狭まってくるので現状が妥当
- ・ 減らすと議会運営機能が果たせなくなる
- ・ 地区選出と政党選出の今のバランスが良い

②減らす

- ・ 減らすなら1～2人の減
- ・ 住民の理解は得られやすい

③増やす

- ・ 増やすなら1人
- ・ 議員間討議ができる人数は1委員会あたり7～8人とすると、2委員会あるので14～16人となる。

※令和3年3月に委員会条例が改正され、議長は議会広聴広報常任委員会を除く2つの常任委員会に所属することになったため、現状で1委員会8人の委員で構成されている。

(2) 議員報酬

現状において、報酬が生活給となっている実態がある以上、なり手不足、後継者問題を考えるならば若い世代が議員になれる報酬体系にすること等について議論がされた。

①増額についての意見

- ・ 生活しながら議員活動をするなら、ある程度の配慮は必要
- ・ 全国議長会の報告で首長報酬の3分の1ルール of 妥当性は消滅した
- ・ 市議会の報酬は上がっている
- ・ 職員の役職に合わせるとするのは一つの基準になる(現行の主任級から管理職級へ)
- ・ ベースの金額は下げて所属する委員会ごとに手当を設定
- ・ 現在は役職のない議員と同額の委員会副委員長にも手当を設定
- ・ 総務建設常任委員会、又は文教福祉常任委員会にのみに所属する議員よりも業務量

が増える議会広聴広報常任委員会やその他特別委員会にも手当（費用弁償）を設定

②減額又は現状維持についての意見

- ・定年退職者、自営業者、資産家など特定の住民でよいならば削減又は現状維持

③増額する場合の課題、問題点

- ・住民の理解が得られない
- ・議員はボランティアでやったらいいという意見も多い
- ・増額するだけでなり手不足の解消につながるのか
- ・なり手不足を解消する手段とするなら、どれだけ上げるのか
- ・報酬が生活給の状態ですら1～2万上げただけでなり手は増えない
- ・町の管理職クラスの給料に合わせるにしてもそれ自体が低い
- ・議員と職員では常勤と非常勤の違いがある
- ・近隣市並みに上げると17～18万の増額となり、一度に引き上げるのは困難

4. 特別委員会の結論

平成28年7月の諮問に条件として示された事項を基本的な考え方とし、当委員会では次の通り結論を出した。

(1) 議員定数

定数の基本的な考え方

- ① 会議体として議会の能率的な運営ができること
- ② 多くの住民が推す優れた人材の選出ができること
- ③ 町の組織体として職員との調和を保つことができること
- ④ 民意が反映できること
- ⑤ 議会の権能を発揮できること
 - ア 議事機関としての権能・・・議論ができること
 - イ 立法機関としての権能・・・専門的な機能が発揮できること
 - ウ 監視機関としての権能・・・チェック機関として適正であること

議員定数については、現状の15人のままとし、今後、無投票選挙の実施や定数割れが発生するような事態が生じた際に再度検討することとしたい。

(2) 議員報酬

報酬の基本的な考え方

- ① 子育て世代が政治参加できるものであること
- ② 常勤ではないが、それに近い活動をせざるをえないこと
- ③ 町民に理解されること
- ④ 議員としての道が開けること
- ⑤ 他の公選職とのバランスがとれていること

現在のコロナ禍において、大幅な報酬改正については町民の理解を得ることは困難であると判断したため、根本的な見直しは見送ることとしたい。

そこで、今回は「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」でも述べられているように、現在は役職なしの議員と同額の報酬である副委員長の報酬について、その役割（職務・職責）を認識したうえで見直すこととした。

このことと併せて、現在は特別委員会の正副委員長についても他の役職がなければ、役職無し議員と同額の報酬であることを見直し、常任委員会や議会運営委員会の正副委員長と同様の報酬としたい。

この検討にあたり、まずは現在の報酬額は基本となる役職無し議員に対し、役職ごとの報酬の倍率が何倍であるかを算定した。（表参照）

副議長と委員長、委員長と役職無し議員の倍率はそれぞれ0.5ポイントの差が設けられている。議長と副議長の倍率は若干開きが大きいが、その職務、職責を考えると妥当なものであると考えられる。

委員長の報酬の倍率が副議長と役職無し議員の中間値であることを踏まえ、副委員長の報酬の倍率は委員長と役職無し議員の中間値である1.025とすることを提案する。なお、この見直しに関して、2以上の委員会に所属し、委員長又は副委員長の役職に就く場合については、上位の役職である委員長の報酬とする。

今後、議員報酬の見直しがされる場合にはこの倍率を基本とすることを提案する。

表 役職無し議員を基準とした役職ごとの倍率及び報酬月額

役職等	現在				改正案			
	倍率	人	月額 (円)	月総額 (円)	倍率	人	月額 (円)	月総額 (円)
議長	1.330	1	389,000	389,000	1.330	1	389,000	389,000
副議長	1.100	1	321,000	321,000	1.100	1	321,000	321,000
委員長	1.050	4	306,000	1,224,000	1.050	4	306,000	1,224,000
副委員長	1.000	4	292,000	1,168,000	1.025	4	299,000	1,196,000
議員	1.000	5	292,000	1,460,000	1.000	5	292,000	1,460,000
月額合計		15		4,562,000		15		4,590,000

5. まとめ

議員のなり手不足問題の解消に向けた解決策の一つとなりうるであろう、議員定数、議員報酬について検討を行ってきた。

議員報酬の引き上げについては、議員同士で議論を交わすことはもちろん、住民とも十分な議論を行い理解してもらうことが重要であるが、全世界を混乱に貶めた新型コロナウイルスの影響により、住民との意見交換会を開くことができなかった。

見直しの発端となった若年層でも立候補できる報酬体系にすることについては、今後の意見交換会等にて住民と十分意見を交わし、二元代表制の一躍を担う議員の職務と職責を十分に理解していただいたうえで、見直すこととしたい。

6. 資料

(1) 委員名簿

	氏名	備考
委員長	齊木一三	令和3年5月13日より委員長
副委員長	丹羽 孝	令和3年5月13日より副委員長
委員	吉田 正	
	酒井正宗	
	岡 孝夫	
	伊藤 浩	令和3年5月13日より委員

※前委員長の丹羽勉議員が令和3年第4回大口町議会臨時会にて議長に選出されたため、本特別委員会委員を辞任し、新たに伊藤浩議員が加わった。また、このことに際し正副委員長の改選を行った。

(2) 特別委員会開催経過

<令和2年>

- 第1回 令和2年 7月14日 テーマ別担当の割振りを決定
- 第2回 令和2年 8月12日 テーマごとの課題や検討の方向性について意見交換
- 第3回 令和2年 9月18日 テーマごとの検討課題について
- 第4回 令和2年10月 9日 テーマごとの検討課題について
- 第5回 令和2年10月22日 テーマごとの検討課題について
- 第6回 令和2年11月20日 議会報告会について関係例規の見直し
- 第7回 令和2年12月 3日 議会報告会実施要綱等の見直し案の検討
- 第8回 令和2年12月21日 議会報告会実施要綱等の見直し案の検討

<令和3年>

- 第1回 令和3年 5月20日 議会改革特別委員会の名称変更について協議
- 第2回 令和3年 7月15日 今後の検討スケジュールについて
- 第3回 令和3年 8月12日 議員定数・報酬についての考え方のまとめ
- 第4回 令和3年 9月17日 議員報酬の検討
- 第5回 令和3年10月 6日 議員報酬の検討
- 第6回 令和3年10月20日 最終報告の確認